

## 第 59 回郡山市こどもまつり出店募集要項

### 1 趣旨

市制施行 100 周年記念事業として、次代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、家族や友達同士で誰もが参加でき、子どもたちの思い出に残る楽しいイベントとして「第 59 回郡山市こどもまつり」を実施するにあたり、来場者に飲食を販売提供していただける出店者を募集するもの。

### 2 事業概要

- (1) 事業内容 「第 59 回郡山市こどもまつり」の開催
- (2) 主 催 第 59 回郡山市こどもまつり実行委員会
- (3) 共催予定 郡山市、郡山市教育委員会、郡山市青少年健全育成推進協議会、公益財団法人福島県青少年教育振興会
- (4) 開催日 令和 6 年 5 月 5 日（日・祝）午前 10 時～午後 3 時
- (5) 会 場 郡山カルチャーパーク
- (6) その他
  - ① 「こどもまつり」のチラシの発行部数：40,000 部予定  
市内小学校、保育所、幼稚園等へ配布
  - ② 参加者数 約 42,000 人 ※前回の会場開催（第 58 回）人数
  - ③ 参加無料

### 3 出店申請

店舗等の出店を希望するものは、出店申込書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

### 4 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) こどもまつりの開催方針に照らし、出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、実行委員会が特に認めること。

### 5 出店許可

実行委員会は、申込内容及び会場の設置スペース等を勘案し、こどもまつりの運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下、「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

### 6 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

#### (1) 食品

次に掲げる食品で、食品衛生関係法令等に基づいて製造され、容器包装等により衛生的措置が取られたもの。

- ア パン類・菓子類及びアイスクリーム類
- イ 調理品類・加工品類
- ウ 飲料水類
- エ 土産食品

## 7 食品の販売

- (1) 食品を販売する店舗の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、郡山市保健所と協議するものとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに郡山市保健所の許可を受け、その許可証の写しを実行委員会へ提出するとともに、店舗にはその許可証を掲示しなければならない。
- (3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに郡山市保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを実行委員会へ提出するとともに、店舗にはその届出書を掲示しなければならない。
- (4) 食中毒等、販売した食品に起因する事故等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

## 8 出店の場所

出店の場所は、実行委員会が指定し、原則、出店者につきテント1張り（約5.4m×3.6m）若しくは移動販売車1台分とする。

## 9 出店の期間

出店の期間は、実行委員会が指定する期間とし、原則、期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りでない。

## 10 出店の方法

実行委員会が指定する方法とする。

## 11 経費負担

店舗等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

## 12 出店料

- (1) 実行委員会から店舗等出店の許可を受けた出店者は、別表に定める出店料を所定の期日までに実行委員会に支払うものとする。ただし、実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。

## 13 器材の貸出

下記の物品については実行委員会での貸出が可能です。ご希望の場合は、出店申込書に記載してください。

| 物品等        | 規格・特記事項                      |
|------------|------------------------------|
| 大テント       | 間口 5.4m×奥行き 3.6m (12 畳)      |
| 小テント       | 間口 3.6m×奥行き 2.7m (6 畳)       |
| 幕 (テント 囲い) | どのようにテントを囲うか、出店申込書に記載してください。 |
| 防災シート      |                              |
| 耐火ボード      |                              |

#### 14 募集期間

令和6年1月4日(木) から令和6年2月5日(月) まで

なお、申込み多数の場合は、お断りする場合がありますのでご了承ください。

#### 15 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 店舗等には、出店許可書(様式第2号)を掲示すること。
- (2) 販売品目は、こどもまつりにふさわしいものとする。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (4) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (5) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (6) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行うこと。
- (7) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は店舗等の管理運営を委託しないこと。
- (8) 接客にあたっては、こどもまつりにふさわしい節度ある行動をとること。
- (9) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (10) 店舗等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこと。
- (11) 会場の付帯施設(電源等)の使用は原則として認めない。
- (12) 商品及びテントは、出店者の責任において管理すること。
- (13) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (14) 天災等により発生した損害については補償を一切行わない。
- (15) 実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある店舗等の管理運営を実施すること。

#### 16 許可の取り消し

実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

17 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

18 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

19 管理責任

店舗等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責を負わない。

20 出店報告

実行委員会から店舗等出店の許可を受けた出店者は、出店終了後速やかに出店報告書（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

21 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会が別に定める。

22 問合せ先

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

第59回郡山市子どもまつり実行委員会事務局（郡山市こども部こども政策課）

TEL：024-924-3801 FAX：024-924-3802

メールアドレス：kodomu-kikaku@city.koriyama.lg.jp

## 別表

## 出店料

| 販売対象 | 販売方法及び面積 |     | 出店料    |          |
|------|----------|-----|--------|----------|
|      |          |     | 地元出店者  | 左記以外の出店者 |
| ・食品  | テント      | 1張り | 5,000円 | 10,000円  |
|      | 移動販売車    | 1台  |        |          |

※地元出店者については、郡山市内及びこおりやま広域圏構成自治体（須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）に事業所を有するもの。